

2020年4月30日

プレスリリース

**新型コロナウイルス感染症により影響を受けた
お客さまに対する追加対応について
～ 災害死亡保険金等の支払対象となる感染症の範囲を拡大 ～**

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また感染が拡大する状況下において、影響を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

エヌエヌ生命保険株式会社（代表取締役社長：フランク・エイシク、本社：東京都千代田区）は、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、災害による死亡等を保障する商品について、以下のとおり追加対応を行うこととお知らせします。

記

1. 内容

新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます）を原因として死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、別紙1「支払い対象となる商品等」記載の商品において、災害死亡保険金等（※）をお支払いします。

また特別条件（保険金削減法・特定部位不担保法）が適用されている場合には、保険金削減・給付金不支払を行わない取り扱いに変更します。

2. 対象期間

これまでに支払事由に該当した場合も含め、本日以降適用します。新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められた期間は、別紙2別表2の「対象となる感染症」に含めます。

3. ご請求手続き

ご提出いただく死亡保険金等の請求に必要な書類（請求書・死亡診断書等）に記載された病名等で災害死亡保険金等のお支払いを判断します。

※ 災害死亡給付金・災害高度障害保険金を含みます。

以上

本件に関する問い合わせ先（報道機関用）
エヌエヌ生命保険株式会社 広報部 原
TEL: 070-1640-6661 Email: ML-IL-JP-CCA@nnlife.co.jp

エヌエヌ生命は、オランダにルーツを持ち、175年におよぶ伝統を誇るNNグループの一員です。NNグループは、欧州および日本を主な拠点とし、18カ国にわたり、保険および資産運用事業を展開しています。その名は、源流である「ナショナル・ネーデルランデン」に由来しています。エヌエヌ生命は、1986年に日本で初めてのヨーロッパ生まれの生命保険会社として営業を開始して以来、30年以上にわたり、中小企業とその経営者が財務や財産の面で安定した将来を確保できるよう支援しています。

別紙 1 : 支払い対象となる商品等

No.	商品名称	保険金等
1	医療保障付定期保険	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
2	家族保険	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
3	一時払変額年金保険	災害死亡給付金
4	新一時払変額年金保険 I型	災害死亡給付金
5	新一時払変額年金保険 III型	災害死亡給付金
6	新一時払変額年金保険 V型	災害死亡給付金
7	一時払変額年金保険(04)A型	災害死亡給付金
8	一時払変額年金保険(04)B型	災害死亡給付金
9	一時払変額年金保険(07)A型	災害死亡給付金
10	一時払変額年金保険(08)C型	災害死亡給付金
11	長期傷害保険	災害死亡保険金
12	災害・重度疾病定期保険	災害死亡保険金
13	低解約返戻金型災害・重度疾病定期保険	災害死亡保険金
14	無解約返戻金型災害・重度疾病定期保険	災害死亡保険金
15	介護・障害保障型定期保険(災害保障タイプ)	災害死亡保険金
16	災害割増特約	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
17	長期傷害保険用災害入院特約	災害入院給付金
18	長期傷害保険特約	災害死亡保険金

別紙 2：「約款の別表」の改定内容

エヌエヌ生命は「災害死亡保険金・災害死亡給付金・災害高度障害保険金・災害入院給付金の支払い対象となる感染症」および「特別条件（保険金削減法・特定部位不担保法）の不適用となる感染症」を約款の別表に規定しています。支払い対象となる感染症への「新型コロナウイルス感染症」の追加に伴い、以下の通り約款の別表を改定します（下線部が改定箇所）。

改定後		改定前													
<p>別表 2 対象となる感染症 対象となる感染症とは、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD—10(2003 年版)準拠」によるものとします。</p>		<p>別表 2 対象となる感染症 対象となる感染症とは、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD—10(2003 年版)準拠」によるものとします。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>基本分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コレラ (略)</td> <td>A00</td> </tr> <tr> <td>重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)</td> <td>U04</td> </tr> </tbody> </table>	分類項目	基本分類コード	コレラ (略)	A00	重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>基本分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コレラ (同左)</td> <td>A00</td> </tr> <tr> <td>重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)</td> <td>U04</td> </tr> </tbody> </table>	分類項目	基本分類コード	コレラ (同左)	A00	重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04		
分類項目	基本分類コード														
コレラ (略)	A00														
重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04														
分類項目	基本分類コード														
コレラ (同左)	A00														
重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04														
<p>(注) <u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。)</u>は、<u>指定感染症として定められた期間は上記の対象となる感染症に含めます。</u></p>															

約款の別表の改定の対象となる商品（現在取り扱い中の商品）

1	災害・重度疾病定期保険	6	長期傷害保険
2	低解約返戻金型災害・重度疾病定期保険	7	長期傷害保険用災害入院特約
3	無解約返戻金型災害・重度疾病定期保険	8	長期傷害保険特約
4	介護・障害保障型定期保険(災害保障タイプ)	9	新特別条件特約
5	災害割増特約		